

別紙1：景観協定区域図

※公道部分は景観協定区域には含まれません。

縮尺 1：400



凡例



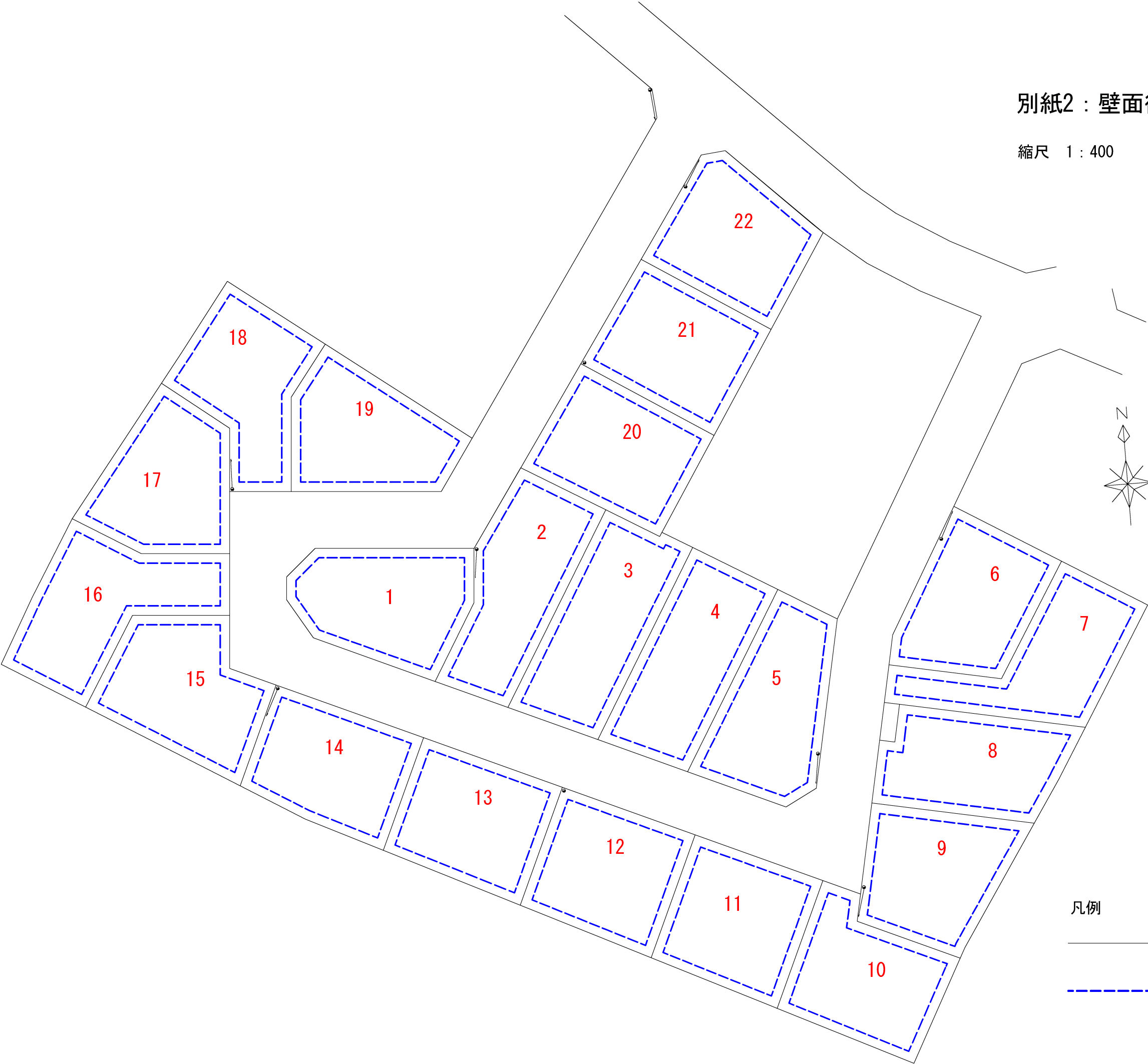
協定区域



公道部分

別紙2：壁面後退距離指示図

縮尺 1：400



凡例

—— 道路境界線／敷地境界線

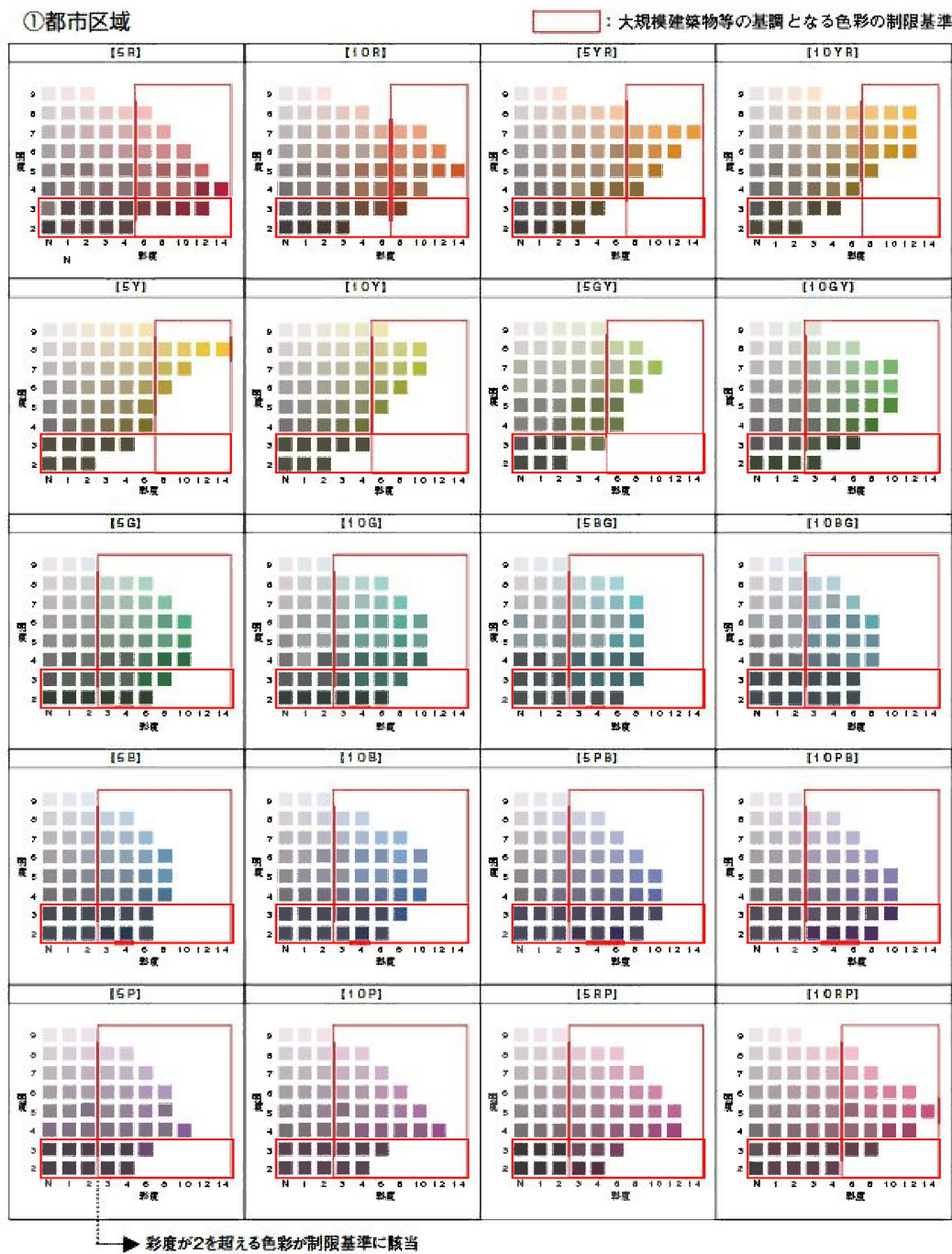
- - - 壁面後退線（後退距離1m）

別紙3：色彩基準（「春日部市景観計画」別表を転載）

別表 色彩基準（日本工業規格 Z 8 7 2 1 に定める色相、明度、彩度の三属性によるマンセル値）

色 相	明 度	彩 度
7. 5 R（赤）～7. 5 Y（黄）	3 以下	6 を超える
7. 5 RP（紫）～7. 5 R（赤） （7. 5 R は含まない） 7. 5 Y（黄）～7. 5 GY（黄緑） （7. 5 Y は含まない）	3 以下	4 を超える
7. 5 GY（黄緑）～7. 5 RP（紫） （7. 5 GY 及び 7. 5 RP は含まない）	3 以下	2 を超える

色彩基準として定められた色相（以下の表において、赤枠で囲まれた範囲）は、建築物等の各立面の面積の 5 分の 1 を超えて使用できません。



出典：埼玉県景観計画（別表 大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準 ①都市区域）

別紙4：附属建築物等の壁面後退距離指示図

縮尺 1：400



凡例

- 道路境界線／敷地境界線
- 壁面後退線（後退距離1m）

別紙5：協定緑地等／景観木等 位置図

※景観木等の位置は同敷地内で移動する場合があります。

縮尺 1：400



凡例

	協定緑地
	協定通路
	景観木
	協定樹木